

議案第 1 2 号

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出

日野町長 塚 田 淳 一

## 日野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

非常勤特別職の報酬の見直し及び費用弁償について所要の改正を行う。  
また、空き家等対策委員会委員の職を追加する。

### 2 改正内容

監査委員の費用弁償について、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を適用する。

人権教育推進員及び生活指導員の月額報酬を148,600円に引き上げる。その他の特別職の報酬についても見直しを行い、月額の上限を182,500円に引き上げる。

日野町空き家等の適正管理に関する条例の制定に伴う日野町空き家等対策委員会の設置により委員報酬を追加する。報酬については、町各種委員会委員報酬に準ずる。

### 3 附則

平成31年4月1日から施行する。

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和56年日野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																															
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)に規定する額とする。ただし、<u>農業委員会、教育委員会の委員及び監査委員</u>の旅費の額は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成19年日野町条例第2号)別表第2及び別表第3に相当する額とする。</p> <p>別表(第2条関係)報酬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権教育推進員</td> <td>月額 <u>148,600円</u></td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>〃 <u>148,600円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日野町校区審議会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>空き家等対策委員会委員</td> <td>〃 3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の特別職</td> <td>月額 <u>182,500円以内</u></td> </tr> </tbody> </table>		職名	報酬額	略		人権教育推進員	月額 <u>148,600円</u>	生活相談員	〃 <u>148,600円</u>	略		日野町校区審議会委員	略	空き家等対策委員会委員	〃 3,000円	その他の特別職	月額 <u>182,500円以内</u>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当とし、日野町職員等の旅費に関する条例(昭和46年日野町条例第12号)に規定する<u>3級以上の職務にある者の旅費に相当する額</u>とする。ただし、<u>農業委員会及び教育委員会の委員</u>の旅費の額は、日野町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成19年日野町条例第2号)別表第2及び別表第3に相当する額とする。</p> <p>別表(第2条関係)報酬</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>人権教育推進員</td> <td>月額 <u>146,100円</u></td> </tr> <tr> <td>生活相談員</td> <td>〃 <u>146,100円</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日野町校区審議会委員</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>その他の特別職</td> <td>月額 <u>180,000円以内</u></td> </tr> </tbody> </table>		職名	報酬額	略		人権教育推進員	月額 <u>146,100円</u>	生活相談員	〃 <u>146,100円</u>	略		日野町校区審議会委員	略	その他の特別職	月額 <u>180,000円以内</u>
職名	報酬額																																
略																																	
人権教育推進員	月額 <u>148,600円</u>																																
生活相談員	〃 <u>148,600円</u>																																
略																																	
日野町校区審議会委員	略																																
空き家等対策委員会委員	〃 3,000円																																
その他の特別職	月額 <u>182,500円以内</u>																																
職名	報酬額																																
略																																	
人権教育推進員	月額 <u>146,100円</u>																																
生活相談員	〃 <u>146,100円</u>																																
略																																	
日野町校区審議会委員	略																																
その他の特別職	月額 <u>180,000円以内</u>																																

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。